

仕 様 書

目次

1	件名	1
2	履行期間	1
3	履行場所	1
4	背景・目的	1
5	本検証の評価観点.....	2
6	委託業務内容.....	2
7	提案依頼内容.....	2
7.1	システム構成.....	2
7.2	費用及び工数.....	2
7.3	機能要件・非機能要件への対応方法	3
7.4	その他提案依頼事項.....	3
8	検収条件	3
9	支払方法	3
10	著作権等の処理	3
11	データの保護措置及び個人情報の取扱い	4
12	共通事項	4

1 件名

- 令和7年度 データ利活用に向けた助成金申請データの分析基盤（データベース）における効果検証の実施及び環境構築業務委託（委託契約）

2 履行期間

- 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

- 会社が指定する場所及び貴社作業場所（リモート環境を含む）

4 背景・目的

- 公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター（以下、「委託者」という。）は過去の助成金交付実績をベースとした豊富な申請データを活かしたデータドリブンな施策の実施を目指している。
- 助成金交付実績を蓄積する分析データベース基盤の構築を検討しており、検討材料収集のため技術的な実現性や必要コストの評価等を目的に効果検証を実施する。
- クラウドデータベースの導入を念頭に検討を進めているが、クラウド環境の契約は未締結である。本検証において必要なクラウド環境の調達・構築を含めて提案を依頼する。
- 構築した環境は検証終了後も委託者にて継続保持し、分析データベースの検討に用いる予定である。
- また、受託者においては環境構築・効果検証の実施に留まらず、より良い分析データベース基盤構築にむけた伴走型支援を求めるものである。

5 本検証の評価観点

本検証の評価観点は以下の通り。

- 技術的な実現性の評価
 - kintone からのデータ抽出（kintone 標準 API をもちいて意図したデータ抽出が実現可能か）
 - 一連の処理の自動化（データ抽出・加工パイプラインの自動化）
 - 氏名カナの匿名化処理 など
- 必要コストの評価
 - イニシャル構築費用
 - ランニング費用
- 委託者側のメンバでの対応可否
 - 年度ごとに助成金の要綱に変更があり必要項目が変わるため、kintone のテーブルを年度ごとに新規作成している。また年度内で随時、項目の追加や変更が発生する。
 - 一方で、委託者側ではプログラム開発スキルを有する要員・体制を保持していないという事情がある。
 - プログラム開発スキルを有していない委託者側の体制で、kintone のテーブル追加や変更に追従して分析データベース側の変更を実施するにあたって必要なスキルを明確化する。

6 委託業務内容

- 別紙 1「委託内容詳細」参照のこと

7 提案依頼内容

7.1 システム構成

- 本検証におけるシステム構成を提示すること

7.2 費用及び工数

- エンジニアによる作業分とクラウド基盤のサービス利用料分とを分けて費用提示すること

- エンジニアによる作業については作業工数（人月）も提示すること
- クラウド基盤のサービス利用料についてはコスト算出の根拠数値・前提を提示すること

7.3機能要件・非機能要件への対応方法

- 機能要件及び非機能要件を別紙2「機能要件・非機能要件」に示す。
- 本検証における対応可否・対応方法を記入して提示すること。
- 非機能要件の項目は以下の通り、対応を行うこと。
 - ハイライト無：対応可否・対応方法を記入すること。
 - 青ハイライト：対応可否・対応方法の記入は不要、内容を把握すること。
 - グレーアウト：対応可否・対応方法の記入は不要、本検証では対象外とする。

7.4その他提案依頼事項

以下内容について提示すること。

- スケジュール
- 体制
- 会議体
- 委託者への依頼事項

8 検収条件

- (1)「成果物の納品」に示すすべての成果物の納品が完了していること。
- (2) あらかじめ定義したすべての検証観点が確認され、検証結果が取りまとめられていること。

9 支払方法

- 本委託に係る経費については、委託内容完了後の一括払いとする。

10 著作権等の処理

- (1) 本件委託業務の履行においては、別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」における「14 著作権等の取扱い」に準拠すること。
- (2) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

11 データの保護措置及び個人情報の取扱い

本契約に基づくデータの保護措置及び個人情報の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守し、データの保護措置を講じるものとする。
- (2) 受託者は、取り扱う個人情報について、別紙4「共通事項」における「3 個人情報の保護」を遵守するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関連して知り得た情報や、関係者の個人情報などを外部に漏らさぬよう、情報の守秘に万全の措置を講ずること。業務完了後も同様とする。また、その情報については、本契約以外に使用してはならない。

12 共通事項

- (1) 本委託内容を履行するために必要な資源については、受託者が負担すること。
- (2) 本仕様書に記述のない事項については、別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」及び別紙4「共通事項」、別紙5「暴力団体関係者の排除に係る特約条項」を遵守すること。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度委託者と協議のうえ処理するものであること。